

特定(介護予防)福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社 小片建設
代表者	代表取締役 小片 亮平
所在地	香川県善通寺市中村町1937-2
連絡先	TEL (0877) 62-2045 FAX (0877) 62-3059
法人設立年月日	昭和41年11月15日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1)事業所の所在地等

事業者名称	介護ショップ ほほえみ
介護保険指定事業者番号	特定(介護予防)福祉用具販売 3770400384
事業所所在地	香川県善通寺市中村町2082-4
連絡先	TEL (0877) 63-4534 FAX (0877) 63-4544
通常の事業の実施地域	香川県全域(但し、島嶼部は除く)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な特定福祉用具を販売することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた 適切な福祉用具の選定の援助、適合、取付、調整等を行います。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	営業時間	AM9:00～PM6:00
	土曜日	営業時間	AM9:00～PM5:00

注)国民の祝日に関する法律に規定する休日及び6月第2土曜日・12月30日から1月3日までを除く

(4)事業所の職員体制

管理者	小片 洋子		
	常勤 (人数)	非常勤 (人数)	
専従	兼任	専従	兼任
管理者	1名		
福祉用具専門相談員	5名	1名	

(5)特定福祉用具販売の取扱い種目

<input type="checkbox"/> 腰掛便座	<input type="checkbox"/> 簡易浴槽
<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部分	<input type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分
<input type="checkbox"/> 入浴補助用具	※1
<input type="checkbox"/> 単点杖(松葉杖は除く)	<input type="checkbox"/> 多点杖
<input type="checkbox"/> 固定型スロープ(可搬型は除く)	<input type="checkbox"/> 歩行器(歩行車は除く)

※1…入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- | | |
|----------|------------|
| ① 入浴用椅子 | ⑤ 浴室内すのこ |
| ② 浴槽用手すり | ⑥ 浴槽内すのこ |
| ③ 浴槽用椅子 | ⑦ 入浴用介助ベルト |
| ④ 入浴台 | |

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1)特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

(2)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制

①選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たっては必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。

②選択性の対象福祉用具の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認させていただきます。また、利用者等からの要請等に応じて販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行います。なお、その際の費用は実費となります。

(3)特定福祉用具販売計画の実施状況の把握

特定福祉用具販売計画の作成後、6ヶ月以内の当該特定福祉用具販売の実施状況の把握(モニタリング)を実施し、福祉用具サービス計画の目標の達成状況を確認いたします。

なお、モニタリングの結果を記録した記録については、担当の指定居宅介護事業者に報告いたします。

(4) 購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金(介護保険が適用された場合)」は、請求書に記載されている料金(以下、購入費という。)によるものとし、原則、購入費の1割(一定以上ののある方は2割又は3割)の額となります。

購入費と利用者負担の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12か月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額(10割)ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則支給を受けられませんのでご注意下さい。

(5) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交 通 費	通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき 10円 島嶼部の場合 実費
搬出入費用	特別な搬入による場合 実費

(4) 支払方法

上記(4) 及び(5) にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

支払い方法	支 払 い 要 件 等
銀 行 振 込	請求日の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、当事業所が指定する口座にお振り込み下さい。 (但し、振込にかかる手数料はご負担ください)
現 金 払 い	購入時、現金でお支払いください。

4 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0877-63-4534 相談員(責任者) 小片 洋子	平日9:00～18:00
---------	-------------------------------------	--------------

保険者名	市町役場 住所	担当課	電話番号
高松市	高松市番町1丁目8-15	介護保険課	087-839-2337
丸亀市	丸亀市大手町2丁目3-1	長寿課	0877-24-8807
坂出市	坂出市室町2丁目3-1	高齢福祉課	0877-44-5090
善通寺市	善通寺市文京町2丁目1-1	高齢者課	0877-63-6331
観音寺市	観音寺市坂本町1丁目1-1	社会福祉課	0875-23-3930
さぬき市	さぬき市志度5385-8	長寿障害福祉課	0879-52-2519
東かがわ市	東かがわ市湊1847-1	福祉課	0879-26-1229
三豊市	三豊市豊中町本山甲201-1	福祉総務課	0875-62-1124
土庄町	小豆郡土庄町甲559-2	福祉課	0879-62-7002
小豆島町	小豆郡小豆島町池田2100-4	住民福祉課	0879-82-7006
三木町	木田郡三木町氷上310	健康福祉課	087-891-3304
直島町	香川郡直島町1122-1	住民福祉課	087-892-2223
宇多津町	綾板郡宇多津町1881	保険福祉課	0877-49-8001
綾川町	綾板郡綾川町滝宮299	健康福祉課	087-876-1113
琴平町	仲多度郡琴平町榎井817-10	保険福祉課	0877-75-6706
多度津町	仲多度郡多度津町榮町1丁目1-91	保険福祉課	0877-33-4488
まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野下430	福祉保健課	0877-73-0125

香川県 国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	高松市福岡町2丁目3-2
	電話番号	087-822-7453
	対応時間	8:30～17:00

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取り組みについて

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	小片 洋子
---------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は、速やかに市町の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際は、サービスの内容等を記録します。また、利用者からの申し出があった場合は、当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。但し、複写に関しては、利用者に対し実費相当額を請求できるものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者　　事業者名　　介護ショッピングほほえみ
株式会社　　小片建設
代表取締役　　小片亮平

福祉用具専門相談員
説明者氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、8(2)に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利用者　　氏名

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄

氏名